

第2回滋賀県企業庁経営戦略懇話会 議事概要

日 時 令和7年(2025年)8月6日(水) 14:00～15:30

場 所 滋賀県企業庁 大会議室

出席者 委 員 小川委員、北川委員、杉澤委員、西谷委員、平山委員(五十音順)

企業庁 藤原庁長、中島次長、有田経営課長、谷川施設整備課長、木澤浄水課長、
杉田経営課参事、南計画管理室長、鈴木水質管理室長、ほか関係職員

<議題 滋賀県企業庁経営戦略の見直し(骨子案)について>

事務局説明

(委員)

資料 11 ページと 12 ページにおいて、AI による更新順位の再設定とあるが、そもそもどの施設がどのくらい老朽化しているのか、更新をする必要があるのかについては、どこに記載されているのか。

(企業庁)

どのくらいの施設があるかなど数字についてはここでは記載していない。

企業庁では現在水道管路は法定耐用年数である 40 年を超えるものが 66% 近くあり、早急に取り掛かるべき一番大きな課題である。管路について、事業費の高騰がみられる。AI の老朽化評価やその他調査によれば、管路の埋設状況や口径の大きさによっては腐食が進みにくいので、予測式を立てながら計算すると 80 年近くもつものもある。そのため、管路の腐食の程度によっては、耐用年数をこれから 50～60 年と判断し、毎年の更新事業量を減らすなどして検討したものが資料の内容である。

(委員)

40年経っていないが、更新が必要なものはないのか。

(企業庁)

現在そのようなものは見られない。

(委員)

管路は耐震化を指標としている。AI 診断による老朽化の評価と地震による被害予測のどちらを優先して耐震化を進めるのか教えてほしい。

(企業庁)

老朽化と耐震化は異なるものである。AI による老朽度評価の結果、更新の緊急性の高い

ものを除いて、耐用年数を基準として粛々と老朽化対策・更新を行う予定である。次にどこを直すかについては非耐震管と呼ばれる管路である。初期に埋設した管路で多いのがダグタイプル鑄鉄管(K型継手)であるが、非耐震管である。非耐震管については、老朽度評価においても管路の更新期間が早まっている。後期に埋設されている GX 管や耐震継手の管などは、老朽化への耐性があると評価されている。そのため、老朽化で更新すべき初期の管を耐震管に置き換えることによって耐震化も達成できると考えている。

(委員)

先ほどの委員二人の質問は関連しており、老朽化と耐震化については経営戦略の中で書き込む必要があると思う。先の委員質問は、耐震化に着目するのであれば、比較的新しい管であってもコストをかけて耐震化の管に置き換える必要が出てくるのではないかと捉えることができる。後の委員質問から、経営戦略の中で老朽化と耐震化はキーワードになるので、その関係がトレードオフの関係になるのではなく、老朽化をみておけば耐震化もクリアできるという比例の関係であるということを戦略に書き込んで説明する方が誤解を招かないと思う。これらを重要な点として受け止めてもらいたい。

(委員)

管路のことについて、国土交通省から、能登地震を踏まえ、急所施設に対する耐震化が遅れている、という指摘があった。この指摘を受けて、更新の優先順位を見直すなど考えているか。

(企業庁)

市町における事業体においては、急所施設として重要なものもあればそうでないものもあるが、企業庁の送水管はすべて重要管路で急所施設の一部であるので、特段優先順位の見直しなどは考えていない。

(委員)

急所施設の考え方について、市町の事業体と企業庁との違いについて、もう少しわかりやすく説明してほしい。

(企業庁)

急所施設とは、能登地震の教訓を踏まえ、上下水道の施設において、それらの一部の施設の機能が失われると上水道もしくは下水道システム全体が機能不全に陥ることとなる最重要施設と位置付けられるものを指す。企業庁は、ここ吉川浄水場から送水管で市町の事業体に水を供給している。そして、供給された水をもとに、市町の事業体が、市町の各家庭に水を配水している。そうすると、市町の事業体に送る動脈である企業庁の送水管が壊れると、市町の事業体からは各家庭に配水できなくなり、上水道システム全体が機能不全となるため、企業庁の送水管は急所施設と呼ばれている。

能登地震において、各家庭に配水できるシステムが機能していても、配水するための水を供給する施設が壊れたことにより、水道システムが寸断された経験から、国土交通省では去年から急所施設という言葉を使用している。6月に閣議決定された国土強靱化の次期計画においても急所施設をキーワードに KPI(重要業績指標)を設定している。

(委員)

企業庁のすべての施設が重要だとは思いますが、そのなかでも優先順位は必要だと思うがいかがか。

たとえば、企業庁施設で水をつくれないと水を送れないので、水をつくることを優先すべきではないかと思う。また、遠くまで送れなくてもその近くまで送ることができれば給水車で配水できるかもしれないので、企業庁施設から近い管路を優先するという考え方もあるかと思うが。

(企業庁)

受水市町にとって、どの路線を優先するかということについては、関心が高い。委員ご指摘のとおり遠近という基準もあるが、送水量も基準となる。送水量の多い管路は大きく丈夫で長持ちするので更新は後回しにできるが、一方で送水量が少ない管路は小さく脆弱であるため優先的に更新の対象になる場合もある。

そして、企業庁施設で水がつかれなくなれば送水できなくなるとのご指摘については、3万トンの水をつくり供給できる耐震性を備えた、いわゆる3系施設を新設しており、この施設は大きな地震が起こっても機能が失われないように設計されている。ただ、3系施設だけではすべての市町に供給する水量は確保できない。しかし、あらかじめ地震時において必要となる水量を受水市町への調査によって把握しており、3系施設だけでなく、馬淵浄水場と水口浄水場に緊急連絡管を設置し水を融通しあうことで、災害時における水量を確保し送水することを可能にしている。こうしたことを踏まえ、アセットマネジメント計画を作成している。

(委員)

そもそも骨子案というのは、どういう位置づけか。最終報告案の見出し部分だけを要約したものか。

(企業庁)

配布している冊子の現行の経営戦略をブラッシュアップして最終とりまとめたいと考えている。今回の骨子案は、現行戦略を基本として、どのあたりを見直すのかという方向性をお示しするものになる。

(委員)

骨子案からどのように変わっていったのか書かれず、結果だけを見せるという感じか。

(企業庁)

最終は冊子内容と同じようなかたちで作成したいと考えている。

(企業庁)

行政の作成する計画でいうと、今回は「改訂」になるかと思う。ゼロからすべてを変えるのではなく、10年間の計画を作ったが情勢の変化等が出てきたので中間見直しをするという微修正の意味合いがある。表紙に「令和3年3月策定」と書かれているが、その上に「(令和8年3月改訂)」などと上書きしていくイメージである。

行政の計画では、まず骨子を作成し、審議会等で要点についていろんなご意見をいただき、それを踏まえて修正をし、それをもとに肉付けした素案を示して、また素案についてのご意見をいただき、最終的に冊子のような書き物にする。いきなり書き物を作成してご意見を伺うと手戻りが多くなるため、このような段取りで作成するものである。

(委員)

物価の高騰に関するもので物は変わらないが価格が変わったとしてアセットマネジメント計画の見直し後に建設改良費が増えた部分と耐用年数を延ばすことにより更新時期を変更して費用を減少させた部分などで相殺されてしまって、結果増えた減っただけの部分しか残らず、見直ししたところがわからなくなるのではないかと。たとえば、更新時期の変更により費用を減少させたけれども、物価高騰によってその減少分以上に費用が増えることとなったと記載する方がいいのではないかと。

(企業庁)

アセットマネジメント計画の見直しについて、かなり緻密なバックデータがあるが、あまりにも細かいもののため今回は提示していない。資料10ページに「各事業ごとの試算を、戦略見直し(素案)に反映」と記載しており、本日の段階においては、この肝の部分が整理しきれていないので、次回素案の段階で見ていただこうと思っている。現行計画の本編でいうと、33ページの投資・財政計画についての肉付け等ができていないため、この部分について今後ご意見をいただくことになると思う。

委員のご指摘にあるように、どこが増えてどこが減ったかといったバックデータをきっちり持っていなければならないと思う。どうすれば県民に対してわかりやすくお示しできるのか、情報の出し方も含めて検討してまいりたい。

(委員)

委員の発言の趣旨は、5年間経って見直しをするのであればその評価をしてはどうか、ということかと思う。評価をして分析をした上で、見直し案で見直しの理由をあげればよいのではないかと。環境の変化によって数字が変わった場合には、単に数字がこう変わったということだけでなく、評価と分析によってセットで示す方がよいのではないかとということであった。

背後には評価と分析があつてのことと思うが、本文にどの程度載せるかなどについてはご

判断いただければと思う。

（委員）

水の使用量が減少しているとのことであるが、12ページにおいて、見直し後の右グラフでは南部工水に新規受水が入っているが、当初計画では入っていないのは、当初計画後に新規受水があったと考えてよいのか。

また、南部工水において見直し後の管路の経費が 190 億円増えているが、新規の受水はどのくらいあるのか。その190億円は支払うことが可能なのか。

（企業庁）

当初の計画では新規受水を見込んでいなかったが、令和3年度以降、県内エリア内に工業用水を使いたいという企業が進出してきたため、それにより新たに管路やポンプを作る必要があり、今回折り込んだ。

工業用水の新規受水に伴う管路整備においては、一定程度支援制度はあるものの、原則として受水する企業に負担いただくことになっている。ただ、その後の管路更新の際には、いただいた受水料金収入から捻出することとしており、全体として必要な費用を収入にてまかなうこととしている。

（企業庁）

190億円という数字は、令和37年までの40年間で増える数字である。令和12年度までに新規受水により増える管路は21～22億円を想定している。

（委員）

委員発言の趣旨からは、その21億円なりの費用はすべて企業庁が負担するものなのか、受水企業が負担するものも含まれての21億円なのかという疑問が出てくると思うがいかがか。

（企業庁）

21億円のうち一部を除いて受水企業等による外部負担である。

（委員）

コストだけ書いてあるということになる。

（委員）

11ページの自家発電設備とあるが、当初計画では未整備であったり老朽化しているところもあるとのことだが、例えば、浄水場やポンプ所にどれくらい設備があって、稼働時間はどの程度なのか。最近自然災害が激甚化し、停電が一日で終わらないときもある。どういう考え方で整備をしようとしているのか。

(企業庁)

水道については設計指針があり、以前は事故時10時間以上、災害時24時間以上稼働できるようにせよとなっていたが、現在はより長く稼働できるようにとの流れがある。当庁においては一部改修に入っているが、24時間以上稼働できる施設は半分以上あるものの、吉川浄水場のように事故時14時間、災害時18時間しかもたず24時間の稼働ができない施設は稼働時間を長くできるようにすることが必要である。また、老朽化が激しい施設や新たに管理することとなった施設については新たに自家発電設備を整備する必要がある。こうした整備についてアセットマネジメント計画に反映していきたいと考えている。

(委員)

24時間未満の稼働という施設などについてこれから整備を進めるとのことだが、運転していくと燃料がなくなりポンプが動かなくなるということだが、燃料を入手する方法は何かあるのか。

(企業庁)

24時間、48時間、60時間と稼働が長期化すればエネルギーがなくなる。長時間停電時に燃料が確実に供給されるように滋賀県石油連盟や滋賀県石油商業組合との協定を結んでおり、防災危機管理上、企業庁施設は上位の重要施設として優先して燃料が配給されるようになっている。

(委員)

タンクの容量というよりは、燃料供給のネットワークを確保して維持していくということである。

(委員)

セキュリティというよりも、県の上位文書があるはず。震災があれば何時間もってほしいというガイドラインがあれば、企業庁としての対応を正当化するという書き方をされると責任を果たしているということになると思う。防災上のことが分かりづらいので、上位文書から引用して一言二言書き加えたらよいのではないかな。

(委員)

個別の取組について、2点伺いたい。

1点目が3ページにあるリスクコミュニケーションにおいて、水質検査の結果を情報発信するとあるが、現在情報発信は自治体向けか利用者向けか、それをどう変えようとしているのか。

2点目が8ページの上下水道事業の連携について、これは新しいものであると思うが、どういう内容を想定しているのか、何を参考につくろうとされているのか。

(企業庁)

1点目については、現在水質基準である51項目を毎月検査している。その結果について、受水市町や利用されている地域の住民向けにお知らせするため、毎月更新している。今後の変更点として、PFASについて、現在令和2年度から年4回検査しているがその結果をホームページで公開しているが、県琵琶湖環境部においてもPFASにかかる土壌調査をしていることから、企業庁のホームページから県機関の調査情報などにアクセスできるように変えていこうと考えている。

(委員)

公表しているので見てください、というだけで、何か異常があったときに気を付けてくださいと企業庁側から伝えることはできるのか。

(企業庁)

かび臭にかかる活性炭注入を開始したというような情報をホームページで公開している。PFASについても基準値を超えないよう処置をしているので、あってはならないことだが何か異常があれば、ホームページ、SNS、資料提供などで発信できる。

(委員)

「迅速な」という文言は、より頻繁な、という意味に受け取られるのだと思う。SNSという発言で「迅速な」という意味に納得されたように思うが。

(委員)

はい。

(企業庁)

2点目の上下水道事業の連携については、埼玉県での道路陥没事故や上下水道の道路漏水事故があったように管路の老朽化等への対応が課題として挙げられる。国では課題意識をもって、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設け、予算も上下水道一体とする枠組みで検討している。滋賀県、企業庁としても上下水道の連携を考えていく必要があると考えており、県では、今年度、「持続性向上のための上下水道事業連携ワーキンググループ」を設置し、県と市町の水道事業者と下水道事業者が一堂に会して、維持管理をどうしていくのか、共通の課題に対してどのように対応していくのかなど、上下水道の連携について検討している。このような上下連携を経営基盤の強化の一つとして、今回戦略に入れたものである。

(委員)

事業体ごとに財布は別だと思うが、一緒に経営するところまで検討対象に含まれているのか。料金徴収においてなどが一番大変なのではないかと思うのだが。

(企業庁)

水道も下水道も将来にわたって持続的に県民サービスを提供するためには、どういう経営体や事業手法でやっていくのが最適なのかを各地域で検討するよう国が進めており、我々もその必要があると思っている。その手法についてはいろいろあると考えており、それが「民間活力の更なる導入」「広域化の推進」「上下水道事業の連携」の3つである。「広域化の推進」については、当庁は市町に水を卸売りしている水道用水供給事業者であるが、周りには水道事業者である市町がある。給水人口が先細りするなかで、ダウンサイジングをした方がいいのだけれど単体ではスケールメリットが働かないということで、たとえばの話だが、当庁と近隣の市町の水道事業者が手を携えて企業団をつくり、そこで経営の一体化や事業の統合をしていく方がいいのではないか、というのが「広域化の推進」である。「上下水道事業の連携」というのは、上水道も下水道も管をもっているという共通項があるので事業を一緒にやるということである。たとえば、宮城県が行っているようなコンセッション方式、ウォーターPPPを導入してはどうかといった提案が出てくる。「民間活力の更なる導入」については、先ほど述べたことも含まれるが、単なる個別委託だけではなく、段階的に民間にお願いをする、その度合いを深くしていく最たるものがコンセッション方式だと思っている。20年間の運営権を民間に設定して、スケールメリットを働かせて運営するという手法もあり得るが、一旦それを導入してしまうと20年後にもし民間事業者が撤退されて元に戻さなければならなくなった場合、企業庁にその運営を行っていく技術が残っているだろうか、というデメリットまで考えていかなければならない。当庁は水道事業体の一構成員として、県内に他の水道事業体や県・市町の下水道事業者と手を携えながら、どうしていくのが皆にとって最適な方法なのか、今後検討していきたいと考えている。

(委員)

広域化の推進が横の連携で、上下水道事業の連携というのが縦の連携で、連携した上で民間活力を導入するのか、連携する前に導入をするのか、いろんなかたちがある。ひとつ変えるとほかの面で影響が出るので、上水道だけを広域化するのか、下水道だけを広域化するのか、そういったことを含めて議論がなされている。国は、その施策を地方と見合いをしながらも国が無茶を強いることがあったりで地方が国の施策についていけないということもあったりするので、いい案が見つからないまま進んでいる状況である。

(委員)

滋賀県の「広域化」については、滋賀県広域化推進プランにおいて「緩やかな広域化」と表現しているが、当時所管していた厚生労働省が広域化により一体化して事業を行うよう理想を掲げて進めていたが、現場ではそんな簡単にいかないもので、緩やかに進めてはどうかということでネーミングされたものである。その内容として、たとえば、人材の育成を一緒にする、職階を合わせて共同で研修を行うなどすることによって、そうした研修を受けてきた人が滋賀県の地図を見たときに管が近接したりしているとその事業体を統合できるのではないかといったアイデアが自発的に出ることもあったり、広域化されたときも交流によって横のつながり

ができていたりするので、自分の市町を離れて俯瞰的な視点をもってもらえるという効果が期待できる。また、災害が発生したときもどういう手順で対応するかということにも資する。「緩やかな広域化」ということから始めて、広域化が現実化した場合に準備ができていない状態になっていけばよいと思う。「民間活力」に関しては、国が補助金の要件において民間活力導入を交付の条件として強く要請してくることについてどう対応するのかということもある。滋賀県企業庁と滋賀県庁は異なり、滋賀県庁はすべての市町と企業庁を含めて広域化を考えることとなるが、企業庁は一個の事業体であり、滋賀県庁とは違うものである。企業庁は、市町に送水はするものの、立ち位置としては滋賀県庁とは違う存在である。滋賀県企業庁が県内すべての水道の面倒を見ているわけではない。

(委員)

個人的には広域化は難しいと考えているが、広域化を進める上で問題となっているのは、組織的なものなのか、お金なのか、技術的なものなのか。

(委員)

論点が多いのだが、広域化をやりづらいのは滋賀県が水に恵まれているからだと考えられる。たとえば、香川県であれば、全県的に水が足りていないので、県も市町も水がないという共通の課題があることから同じ方向を向いている。こういった地域では広域化がされている。以前厚生労働省に琵琶湖がある滋賀県は他県とは状況が異なると伝えたことがある。大きな水がめがある県はなかなかない。香川県を例に出して広域化、一体化を進めよと言われても、滋賀県とは条件が違うので難しいという話があった。うまく広域化できている地域があるものの、滋賀県において広域化するメリットはあまりない。ほかの事業体と一緒にしたときに水道料金を上げなければならないというデメリットが出てくる。より少子高齢化が進み社会の情勢が変わったり、事故が起こったりすると、将来的にはそうなるかもしれない。とりあえずは困っている市町があるのであればそこを焦点にして、将来のモデルケースとして検討してはどうか。事業がうまくいっている市町にとっては広域化するメリットがそんなにない、そうであれば広域化についての話は進みづらい。料金は市町で全然違う。そこを一緒にするという技術的な問題もある。なので、緩やかに、まず人を一緒に育てていこう、また共通課題である防災を一緒に考えていこう、というソフト面で進めていく。たとえば、企業庁では近江八幡市と活性炭の共同購入をしている。市町単体で購入するよりも規模の大きな企業庁で一括購入するとスケールメリットが出る。事業体を一体化するというよりは、一緒にできることを探しながら少しずつ進めようというのが滋賀県の進める広域化である。

(企業庁)

たとえば、奈良県や広島県では、県といくつかの市町村が一緒になって特別地方公共団体である一部事務組合、企業団のようなものを設置している。奈良県であれば、広域化をするけれども、コンセッション方式は取らないと明言して協定を結び、実現している。広島県も奈良県も、広島市や奈良市のようなメインとなる大きな都市はそこに入っていない。そこに入っ

てしまうと料金が高くなってしまわないかといった懸念があるからだろう。滋賀県では、長浜水道企業団と県企業庁と大津市が大きな水道事業体と位置付けられており、たとえば企業庁と大津市では、水質管理等を担う職員の人事交流を行っている。委員がおっしゃったように、人材育成の中で緩やかな広域連携を実現させている。やれることからやりながら、ではもう少し進めるためにはどうしたらいいのか、一定以上のものについては首長レベルでの判断が必要になってくると思われる。その判断が必要になるまでの段階では、いろいろな準備行為である研究、検討はしていかなければいけないと考えている。

（委員）

企業庁はほかの市町に水を送っている。個人の家庭ではない。市町が水道料金を払って企業庁の水を買っている。市町との間で、料金改定の話が進められている。企業庁は将来これぐらいのコストがかかるのかという数字を見せながら、値上げについて理解を得るよう話し合いをしている。その目線で見た時に、アセットマネジメント計画を組んでいるが、建設改良費を見ると、資料11ページの横の表で、アセマネ計画なので計画を立ててはいるが、R3実績を見ると現行と比べて26億ぐらい少ない。同様に、R4は10億、R6は13億、R7は13億ほど少ない。一方で、R9以降は見直し後の計画の方が多くなっている。計画は立てたものの計画通りに工事ができていなくて、R9以降お金がかかることを示している。その理由として物価高騰を要因としているが、数字として目立つので、市町や住民が見た時に、「言った割には工事ができてないなら、本当に将来も工事ができるのか整備できるのか」と疑問を持たれる可能性がある。表の下にある左の青いグラフ（現行計画のグラフ）のR3～4年度の建設改良費は当初から工事をこなせる数字でないはずなのに、経営戦略を策定した当初からどうして平準化されていなかったのか。書き方については、誤解のないように表現された方がよい。表の右端のトータルを見ても14億少ない。企業庁は将来の不安をあおってコストを多めに見積もって料金改定を迫っているのではないかと疑われると市町との信頼関係に問題が生じかねない。うまく評価して説明するなり、あまり乖離のない計画を立てた方がいいのではないか。

（企業庁）

確かにこの10年、14億少ない結果になっている。戦略を立てた時点の青いグラフは、平成28年度に立てた時は実質27年度内頃であるが、100億円規模の事業を20億円ずつ平成29年度からR2年度に4～5年かけてやるつもりだった。しかし、耐震化を早くやらなくてはならないものの、大規模事業のため予算をおさえてコンパクトにやらなくてはならないということもあり、再度市町にヒアリングをして水需要の予測を踏まえ、4万トンから3万トンに変更した。それにより設計・施工も変わってきた。一方で、できるだけ早く、安くという思いがあり、このしわ寄せが出てきたものである。しかし始めると、平準化していこうということになった。R13以降についても、できるだけ平準化しつつ、しっかり理由を持って説明していきたい。

(委員)

残り30年で290億増えることになる。悪意を持ってやっておられるのではないと思うので、説明の仕方によると思う。なるべく誤解されないように説明してほしい。最初の委員の話にもあったように、5年前までは耐震化が強く叫ばれていたが、老朽化対策より耐震化対策の方にウエイトがあった。ここ1～2年、震災から老朽化にフォーカスが変わってきた。それに伴ってアセットマネジメント計画のウエイトが高くなってきており、そういう事も含めて、令和3年度当時から状況が変わっているということを普通に書けばよい。その上での計画であるというのをうまく説明していただいたらよい。

(委員)

骨子案だけで終わるわけではなく、11月には素案として文章化されたものが出てくる。

(委員)

5ページの「前期」という言葉は、上期ということか。前期というと前の年という感覚でとらえてしまう。

(企業庁)

半ばで見直しをすることを決めた際に、その期間をどう称するかを決めていなかった。一般の方からみてわかるように工夫して表現する。

(委員)

8ページの「地域社会への貢献」内の「県内大学や滋賀県立高等専門学校との連携」とはどのような内容か。

(企業庁)

これまでも県内大学への技術交流や講義への協力などを行ってきており、今後開校予定の滋賀県立高等専門学校も含めて、県内大学等に対して企業庁で持っている実務的な技術を必要に応じて提供することで貢献したり、大学等からも専門的な知見を提供いただき技術的な改良を進めるなど、今後、大学等を始めとした地域社会に貢献できるような連携を進めていきたいと考えている。

(委員)

人材確保の観点が含まれていないのか。

(企業庁)

人材確保についても考えているが、そこを強調すると民間企業も人材確保に困っておられることもあり、戦略においては人材確保の取組というよりも、企業庁が大学等へ貢献していく取組としての位置づけであることを前面に出している。

(委員)

広い意味で人材育成といえる。

(委員)

書き込めなかったら構わないが、11ページで建設改良費が 1,070 億円から 1,367 億円と当初計画の1.3倍ぐらいになっている。その理由として物価高騰と書かれているが、先ほど委員がおっしゃったように物価高騰の意味については、単純にインフレなのか、または水道が注目される時代になり、いろんな工事が増えて需要が増えるので値段が上がっていると捉えることもできる。水道事業に関する値段が特に上がっている部分もある。なので、物価高騰と一言でいうよりは、インフレが進んで物価高騰していると同時に各工事が忙しくて需要が増えて値段が上がっているということも言っていると思う。CPI(消費者物価指数)よりも水道絡みの工事が高くなっている。そのことについて記載をした方がいいのではないかな。事業者それぞれで一言記載しておくだけで読んだ人に一目で示すことができるようになる。昨今の入札の状況を見ているとすごく高くなっているように思うのだが、三重県ではインフレ以上に水道事業費が高くなっていると感じることはあるか。

(委員)

物価高騰と一括りにしてしまうことが多い。

(企業庁)

建設工事費はインフレスライドの率よりも物価高騰の括りにしているが、国交省のデフレーターが項目ごとに公表されているので、それをもとに出している。設備工事については、一般社団法人日本建設業連合会のホームページで特に設備量が上がっていると公開されており、ものによっては95%アップとか83%アップなどがあるので、社会的物価変動とは違う様相を呈している。こうしたことを踏まえて出している。

(委員)

それがなぜ重要かというと、個人の家庭という末端ではCPIで何となく値上がりしたと感じているが、水道事業はそれ以上にコストがかかっていて大変なんだということがうまく表現できれば理解を得られやすいのかなと思う。